

相談者	男性
空き家所在	戸倉
<b>相 談 内 容</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・所有している土地内に存する他人名義の土蔵を解体してもよいか。</li><li>・自分で可能な限り現在の所有者を探したがわからない。</li><li>・土蔵の一部を物置として使用している。</li><li>・道路に面しており、崩落した場合の事故等を心配している。</li><li>・自費で解体してもよいが、所有者不明のため承諾を得られないと思われる。</li><li>・勝手に解体しても問題ないか。</li><li>・事故等が生じた場合、土地所有者である自分に責任は生じるか。</li></ul>	
<b>相 談 結 果</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・勝手に解体することはやめたほうが良い。</li><li>・所有者が不明ということで、法的手続きをすすめるほうがよい。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 不在者財産管理人制度・相続財産管理人制度 ⇒ 対象者の全財産が対象となるため費用がかかる。</li><li>2. 所有者不明土地・建物管理制度 ⇒ 空き家1棟だけを対象とできるため費用が抑えられる。</li></ol></li><li>・いずれも解体工事費のほか予納金などがかかる。</li><li>・道路側に崩落し事故等あった場合、①土蔵の所有者、②土地所有の順で責任がある。</li><li>・1. 2. どちらの申立ても3か月程度かかり、その後諸々かかり解体完了まで時間がかかる。その間の管理を行う必要がある。</li></ul> <p>各制度を紹介した。</p>	